

駒ヶ根市公共基準点管理保全要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき市が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の管理保全について万全を期するため、その一般的取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、公共基準点とは、1級基準点、2級基準点及び3級基準点（相当精度の基準点を含む）であつて、永久標識を設置したものをいう。

(公共基準点の使用手続)

第3条 公共基準点を使用する者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（様式第1号）により市長へ申請し、公共基準点使用承認書（様式第2号）の使用承認を受けるものとする。

- 2 公共基準点を使用する者は、公共基準点使用承認書を常時携行し、市の職員又は土地所有者等から請求があつた場合は、速やかにこれを提示しなければならない。
- 3 公共基準点を使用した者は、使用後に、公共基準点使用報告書（様式第3号）により使用結果を市長に報告するものとする。

(工事施工の届出)

第4条 道路の掘削工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）が、公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（様式第4号）を市長に提出し、市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去・移転の承認を申請し、又は協議をする場合は、公共基準点付近での工事施工届出書の提出を省略することができる。

- 2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
 - (2) 車両及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車輛及び重機等までの距離が5メートル以下となるもの
 - (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと認められる工事等
- 3 第1項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）

(2) 引照点図又は市長の指示する測量資料

(3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点の確認できるもの）

4 工事施工者は、公共基準点付近での工事がしゅん工したときは、速やかに公共基準点付近での工事しゅん工報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出し、検査を受けなければならない。

(1) しゅん工写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの）

(2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着工前としゅん工後が対比できる引照点図又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）

5 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、工事施工者は市長との協議後、公共基準点復旧承認申請書（様式第6号）により市長に申請し、公共基準点復旧承認書（様式第7号）による復旧の承認を受けなければならない。

（一時撤去及び移転）

第5条 工事施工者（公共基準点の設置されている土地、建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）を除く。）が、公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（様式第8号）により市長に申請し、公共基準点（一次撤去・移転）承認書（様式第9号）による承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 位置図及び平面図（掘削位置及び公共基準点の位置関係を明示したもの）

(2) 写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの）

(3) 再設置位置図（新旧公共基準点の位置関係が確認できるもの）

3 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は、公共基準点（一時撤去・移転）請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（機能の回復）

第6条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、き損又は移転等を行ったことにより、その効用に支障をきたした場合又は土地所有者等が公共基準点の一時撤去又は移転を行った場合は、原則として当該公共基準点を従前と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

2 前項の場合において、同一構造による設置が不可能なときは、市長と協議のうえ変更することができる。

3 第1項及び前項の規定は、故意若しくは過失により公共基準点を滅失若しくはき損した工事施工者又は土地所有者以外の者（以下「事故原因者」という。）が、公共基準点の機能の回復を行

う場合について準用する。

(機能回復の施工者)

第7条 公共基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、次の場合は市で行う。

- (1) 工事施工者による設置工事が困難な場合
- (2) 土地所有者等による公共基準点の一時撤去又は移転の請求があった場合

2 測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続きは、測量法第36条、第37条第3項、第40条その他関係法令の規定に基づき、市長が行う。

3 偏心法による移転により機能回復を図る場合は、工事施工者と市長との協議のうえ施工者を決定するものとする。

(設置工事)

第8条 工事施工者等は設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に市長と協議しなければならない。

2 原則として、測量標等は従前のものを再度使用するものとする。ただし、従前の測量標が使用不可能な場合は、市が有償で支給するものとする。

3 工事施工者は設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

4 工事施工者は、設置工事がしゅん工したときは、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第11号）に前項の写真を添付して市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しなかったときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第9条 公共基準点の設置工事に要する費用（既設の公共基準点の取壊し費用を含む。）及び公共基準点の測量作業に要する費用は、原則として設置工事の原因者である工事施工者が負担するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

公共基準点使用承認申請書

年 月 日

(申請先)
 駒ヶ根市長 様

申請者 住所
 氏名

公共基準点管理保全要綱第3条第1項の規定により駒ヶ根市公共基準点の使用について、下記のとおり申請します。

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
測量地域		
使用する 公共基準点	計 点	
測量方法		
測量計画 画面機 関	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	〒
測量作 業機 関	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	〒
備 考		

公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用にあたっては、作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書を常時携行すること。
- 4 使用にあたっては公共基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに基準点管理者に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、基準点使用報告書として、次の書類を添付し基準点管理者に提出すること。
 - (1) 基準点現況報告書
 - (2) 精度管理表
 - (3) 成果表、網図の写しなど

公共基準点使用報告書

(報告先)
 駒ヶ根市長

年 月 日

報告者 住 所
 名 称
 担当者

駒ヶ根市公共基準点の使用結果を下記のとおり報告します。

使用目的			
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)		
測量地域			
使用した 公共基準点	計 点		
使用承認番号	承認番号 号		
測 量 作 業 機 関	名 称		
	担 当 者		
	所 在 地		
使用結果 (精 度)	No. ~ No.	相対精度1:	
	No. ~ No.	相対精度1:	
	No. ~ No.	相対精度1:	
	No. ~ No.	相対精度1:	
特 記 事 項	(故障点、異常点の状況を記載)		

公共基準点付近での工事施工届出書

(届出先)
 駒ヶ根市長

年 月 日

届出者 住 所
 氏 名

公共基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により下記のとおり届け出します。

工事件名			
工事場所	駒ヶ根市	番地先	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)		
工事概要			
公共基準点番号			
占 用 企 業 者	名 称		
	代表者氏名		
	所 在 地	TEL	
工 事 請 負 者	名 称		
	担当者		
	所 在 地	TEL	
添 付 図 面	1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 その他		

公共基準点付近での工事しゅん工報告書

(報告先)
駒ヶ根市長

年 月 日

報告者 住 所
名 称
担当者

年 月 日に届け出た公共基準点付近での工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

工事件名			
工事場所	駒ヶ根市	番地先	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)		
公共基準点番号			
公共基準点 の状況	(1) 測量標のき損状態：		
	(2) 構造物のき損状態：		
	(3) その他：		
工事請負者	名 称		
	担当者		
	所 在 地		
		TEL	
添 付 図 面	1 しゅん工写真 2 引照点図 3 測量資料 4 その他		

公共基準点復旧承認申請書

年 月 日

(申請先)
 駒ヶ根市長

申請者 住所
 氏名

工事により異常をきたした公共基準点の復旧について、公共基準点管理保全要綱第4条第5項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。

復旧理由		
復旧内容		
復旧場所	駒ヶ根市	番地先
復旧する公共基準点		
復旧期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
復旧工事請負者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
備 考		

公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書

年 月 日

（申請先）
駒ヶ根市長 様

申請者 住所
協議者 氏名

工事により支障となる公共基準点の（一時撤去・移転）について、公共基準点管理保全要綱第5条第1項の規定により、次のとおり承認申請します。

一時撤去・移転理由						
工事件名						
工事場所	駒ヶ根市				番地先	
一時撤去・移転する公共基準点						
移転する場合の移転候補地	駒ヶ根市				番地先	
工事期間	年	月	日から	年	月	日まで
一時撤去・移転期間	年	月	日から	年	月	日まで
工事 請 負 者	名 称					
	担 当 者					
	所 在 地					
添付図面	1 位置図 2 平面図 3 写真 4 その他(再設置位置図)					
備 考	※現況状況等を記載する					

注) 協議の場合は、承認申請を協議に、第1項を第2項に書き換えるものとする。

公共基準点（一時撤去・移転）請求書

年 月 日

（請求先）
駒ヶ根市長

請求者 住所
氏名

公共基準点管理保全要綱第5条第3項の規定により駒ヶ根市公共基準点の（一時撤去・移転）を次のとおり請求します。

一時撤去・移転理由	
請求場所	駒ヶ根市 番地
一時撤去・移転する公共基準点	
請求期限	年 月 日まで
備考	

公共基準点設置工事しゅん工報告書

(報告先)
 駒ヶ根市長

年 月 日

報告者 住 所
 名 称
 担当者

年 月 日 承認番号 号で承認を受けた公共基準点の
 (一時撤去・移転)について、公共基準点設置工事がしゅん工しましたの
 で、次のとおり報告します。

工事件名		
工事場所	駒ヶ根市	番地先
設置工事しゅん工日	年 月 日	
設置公共基準点番号		
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	Tel
添 付 図 面	1 しゅん工写真 2 その他	

注) 協議の場合は、承認を回答に書き換えるものとする。